

議案第40号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）の
一部を次のように改正する。

別表の1中表の部分を次のように改める。

区 分			基 本 使 用 料					
			午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
県民ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	円 8,000	円 24,100	円 30,600	円 32,200	円 54,700	円 60,500
		土・日曜日 休 日	9,700	28,900	36,400	39,000	65,300	72,300
	入場料を徴収する場 合	平 日	12,900	38,700	48,300	51,600	87,000	96,600
		土・日曜日 休 日	14,600	46,800	58,000	61,300	104,600	115,600
大ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	3,200	10,000	12,800	13,400	22,800	25,100
		土・日曜日 休 日	4,100	11,900	15,100	16,200	27,100	30,200
	入場料を徴収する場 合	平 日	5,400	16,100	20,000	21,500	36,300	40,200
		土・日曜日 休 日	6,100	19,400	24,100	25,400	43,600	48,100
中ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	2,100	6,400	8,000	8,400	14,400	16,000
		土・日曜日 休 日	2,500	7,600	9,600	10,200	17,200	19,100
	入場料を徴収する場 合	平 日	3,300	10,200	12,900	13,700	23,000	25,400
		土・日曜日 休 日	3,800	12,400	15,300	16,200	27,600	30,600
ギャラリー 第1	入場料を徴 収しない場 合	1日につき	29,400円					
	入場料を徴 収する場合	1日につき	44,000円					
ギャラリー 第2	入場料を徴 収しない場 合	1日につき	20,200円					
	入場料を徴 収する場合	1日につき	30,200円					
ギャラリー 第3	入場料を徴 収しない場 合	1日につき	3,700円					
	入場料を徴 収する場合	1日につき	5,800円					
	入場料を徴							

展示ロビー		収めない場合	1日につき 3,700円					
		入場料を徴収する場合	1日につき 5,700円					
リハーサル室 第1	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	5,200	5,200	5,200	10,100	10,100	15,400
		入場料を徴収する場合	7,600	7,600	7,600	15,200	15,200	23,200
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	8,000	10,300	10,300	15,700	15,700	23,600
		入場料を徴収する場合	11,900	15,600	15,600	23,500	23,500	35,300
リハーサル室 第2	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	900	900	900	2,000	2,000	3,000
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,900	2,900	4,600
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,500	2,100	2,100	3,000	3,000	4,600
		入場料を徴収する場合	2,300	3,000	3,000	4,600	4,600	6,800
リハーサル室 第3	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	900	900	900	2,000	2,000	2,900
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,900	2,900	4,400
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,500	2,000	2,000	2,900	2,900	4,500
		入場料を徴収する場合	2,300	2,900	2,900	4,400	4,400	6,700
リハーサル室 第4	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	900	900	900	1,900	1,900	2,800
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,700	2,700	4,300
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,500	1,900	1,900	2,800	2,800	4,400
		入場料を徴収する場合	2,300	2,700	2,700	4,300	4,300	6,600
リハーサル室	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	600	600	600	1,100	1,100	1,900
		入場料を徴収する場合	900	900	900	1,800	1,800	2,700

第5	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	900	1,200	1,200	2,000	2,000	2,900
		入場料を徴収する場合	1,300	2,000	2,000	2,900	2,900	4,400
リハーサル室 第6	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	500	500	500	1,000	1,000	1,800
		入場料を徴収する場合	800	800	800	1,600	1,600	2,600
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	800	1,100	1,100	1,800	1,800	2,600
		入場料を徴収する場合	1,200	1,800	1,800	2,600	2,600	3,900
スタジオ・調整室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 900円						
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 1,300円						
楽屋（第1から第4まで）	入場料を徴収しない場合	1室につき 2,200円						
	入場料を徴収する場合	1室につき 3,200円						
大研修室（第1から第4まで）	入場料を徴収しない場合	6,300	7,900	10,000	11,900	20,700	22,600	
	入場料を徴収する場合	9,400	11,800	15,000	17,900	30,900	33,700	
中研修室（第1から第3まで）	入場料を徴収しない場合	5,400	6,700	8,500	10,700	18,400	20,000	
	入場料を徴収する場合	7,900	10,000	13,000	16,000	27,500	30,200	
小研修室 第1	入場料を徴収しない場合	2,800	3,700	4,700	5,900	10,000	10,900	
	入場料を徴収する場合	4,300	5,700	6,900	8,800	15,000	16,300	
小研修室（第2・第3）	入場料を徴収しない場合	4,300	5,700	7,200	8,900	15,100	16,600	
	入場料を徴収する場合	6,400	8,300	10,700	13,300	22,700	24,800	
講師控室（第1・第2）	入場料を徴収しない場合	1室1時間までごとにつき 500円						
	入場料を徴収する場合	1室1時間までごとにつき 800円						

絵画制作室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	500円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	800円
陶芸制作室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	500円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	800円
調理実習室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	500円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	800円
工芸室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	500円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	800円
和研修室・茶室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	1,100円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	1,800円
県政記念公園	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものを除く。）	入場料を徴収しない場合	1日につき 1,000円
		入場料を徴収する場合	1日につき 1,600円
	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものに限る。）	入場料を徴収しない場合	1日につき 3,200円
		入場料を徴収する場合	1日につき 5,000円
	業として行う映画撮影	入場料を徴収しない場合	1日につき 5,600円
		入場料を徴収する場合	1日につき 8,300円

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

かごしま県民交流センターの施設の使用料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。